

2018年9月10日

難民等救援業務について

法政大学 松本 悟

ODA 有識者懇談会が設置された段階で、本業務が ODA を財源としているかどうかを外務省に照会したが、第 2 回の論点が出された後で回答があった。そのため、今回の論点に合わせて本業務に関連する意見を提出する。

1. 業務の切り分け及び受託団体の条件

- ・ 日本国内の難民及び難民認定申請者を支援している NGO 等がより多く業務に参加できるようにするために業務内容を切り分けて委託する。
- ・ 具体的には①条約難民／インドシナ難民等と難民認定申請者の支援を切り分ける②難民認定申請者保護事業、難民相談事業、難民認定申請者緊急宿泊施設を切り分ける。
- ・ 業務仕様書には明記されていないが、複数の地域で活動する NGO が共同で入札に参加できるようにする。

2. 予算の増額

(1) 緊急宿泊施設

私が把握した限りでは、2015 年は 0 人、16 年が 7 人、17 年が 25 人の入居となっている。しかし、国内の難民認定申請者の支援を行っている NGO が直接把握しているだけでも、生活が困窮し住居の確保が困難な難民認定申請者は少なくとも 200 人近くおり、家族や仮放免の人の入居実績は確認できていない。以上を踏まえると、現在の 200 万円程度の予算はかなり不十分であり、家族や仮放免の人たちに対する運用の見直しも必要である。

(2) 難民認定申請者保護事業（生活費及び住居費）

2017 年度は 362 人が生活費と住居費を合わせて 1 億 1600 万円余りを受給している。上述の難民認定申請者を支援している NGO が直接把握している範囲で、制度の濫用の可能性がなく生活費や住居費を必要としている人は 800 人程度だと見られる。その中には、本保護事業費を受給している人たちも含んでいる。したがって、現在の額ではかなり不十分であることが見込まれる。また、認定までに手続きが長くかかるため、再申請の人が少なくないことから、必要額は更に大きいと考えられる。

(3) 難民認定申請者保護事業（医療費）

2018 年 1 月の運用の変更で、国民健康保険に 8 ヶ月間は入れないことになった。それまでは国保の自己負担分だけを補助していたが、現在は全額補助が必要になったものと推察される。この点については実態がよくわからないため、2018 年 1 月の運用変更後、医療費の支給がどのようになっているのか説明頂きたい。命に関わることであり、実態を把握した上で適切な予算計上を検討する必要がある。

3. 周知の徹底

本業務に関して難民認定申請者への周知が十分とは言えないため利用者数を実態を反映していない。品川の入管でもチラシ等は確認できなかった。業務内容の中で人道的な理由から周知を徹底するよう定めることが必要である。

4. NGO との協議

上記の点については、難民認定申請者を支援している国内の NGO と十分協議して入札制度・予算・運用を見直して欲しい。

以上